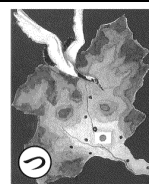




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月25日（火） 第10284号

目 次

ページ

規 則

- 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（障害政策課） 2

告 示

- 家畜伝染病発生報告（農政課） 3
○河川区域の変更（河川課） 3
○河川区域変更による廃川敷地等（同） 3

公 告

- 土地改良区の定款変更（農村整備課） 3
○土地改良事業の換地処分（同） 4

教育委員会規則

- 群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（総務課） 5
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（同） 5
○群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（学校人事課） 6
○群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（同） 7
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（同） 7
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則（同） 10

企業管理規程

- 群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程（総務課） 10

規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十五号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成十五年群馬県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考2中「第2条第16号」を「第2条第18号」に改める。

別表第二の1の表4の項第一号中「利用する便所」の次に「（以下「不特定多数利用便所」という。）」を加え、同項第二号中「以下同じ。」を施す、同項第三号中「不特定かつ多数の者が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同項第四号の「」を同項第二号の次に次の1号を加える。

3 延べ面積が2,000平方メートル以上の生活関連施設の不特定多数利用便所については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第14条に定めるところによる。

別表第二の1の表4の項第一号中「当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の、車椅子使用者が円滑に利用することができる」を「当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の、車椅子使用者が円滑に利用することができる」に改め、同項の次に「ただし、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）第12条ただし書に規定する場合は、この限りでない。」を加え、同項の次に次の1号を加える。

2 延べ面積が2,000平方メートル以上の劇場等の客席等には、政令第15条の規定に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けるものとする。

3 前号の劇場等においては、第一号に定める設備を設けるものとする。

別記様式第二号中

4 便所	(1) 車椅子使用者用便所を設けているか（1以上）	を
4 便所	※延べ面積2,000㎡以上の生活関連施設	／

(1) 不特定多数利用便所を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第14条第1項に定めた数以上設けているか	
(2) 不特定多数利用便所を設ける際に車椅子使用者用便所を設けているか（1以上）	

(2) (1)の便所が」や「(3) (2)の便所が」及び「(3) 床置き」や「(4) 床置き」	
(b) 前後の通路と識別しやすいものか	

	(b) 前後の通路と識別しやすいものか	
18 等 客席	※延べ面積2, 000㎡以上の劇場等	
(1) 車椅子使用者部分を設けているか (座席数400以下の場合2以上、座席数400を超える場合0.5%以上※4)		
(2) 幅は90cm以上あるか		
(3) 奥行きは135cm以上あるか		
(4) 床は平らか		

・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合	
・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合	
※4は、1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数以上	

「（200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2）」や「（駐車施設の総数の2%以上※1）」に改める。

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別表第一備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日以前に新築若しくは新設又は増設、改築、移転若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十四条に規定する大規模の修繕若しくは同条第十五号に規定する大規模の模様替（整備基準に係る部分を含むものに限る。）の工事に着手している生活関連施設については、この規則による改正後の別表第二及び別記様式第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

■ 告 示

◎群馬県告示第89号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和7年3月25日

群馬県知事 山 本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似 患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
豚熱	豚	患畜	2頭	令和7年2月21日	前橋市
豚熱	豚	疑似患畜	7, 944頭	令和7年2月21日	前橋市

◎群馬県告示第90号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定により指定した一級河川利根川に係る河川区域の一部を次の図に示すとおり変更する。

令和7年3月25日

群馬県知事 山 本 一 太

「次の図」は、省略し、その図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県伊勢崎土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第91号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県伊勢崎土木事務所において縦覧に供する。

令和7年3月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川利根川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和7年3月25日
- 3 廃川敷地等の位置 佐波郡玉村町大字上福島字関根1153番5の一部、佐波郡玉村町大字上福島字関根1205番4の一部、佐波郡玉村町大字樋越字神明前1860番1の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1, 217. 10㎡

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により赤城西麓土地改良区の定款の変更を令和

7年3月17日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年3月25日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営上細井中西部土地改良事業の換地処分を令和7年3月10日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和7年3月25日

群馬県知事 山 本 一 太

教育委員会規則

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第四号

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開条例施行規則（平成十二年群馬県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

- 1 ☐ 閲覧、聴取又は視聴
- 2 ☐ 写しの交付 ☐ 窓口での交付 ☐ 送付による交付
- (1) ☐ 紙 ☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。
- (2) ☐ 電磁的記録媒体 ☐ C D - R ☐ D V D - R)
 ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。
- (3) ☐ その他の媒体（ ）
- ※別途読み取り費用が発生します。

を

- 1 ☐ 事務所における開示
☐ 閲覧、聴取又は視聴
☐ 写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）
- 2 ☐ 送付による写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）
-
- ※写しの交付媒体（写しの交付を希望する場合）
- (1) ☐ 紙（☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。）
- (2) ☐ 電磁的記録
☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール又は
 デウンロード
- ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。
- ※別途読み取り費用が発生します。

に改める。

- (3) ☐ その他の媒体 ()

附
則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の群馬県情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第五号

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則（令和五年群馬県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中

- ☐ 1 閲覧、聴取又は視聴
☐ 2 写しの交付
- ☐ 事務所における開示
 開示を希望する日 年 月 日
☐ 送付による交付
 (希望する交付方法を上記2点からご選択ください)
- 2

を

写しの交付媒体

- 「1 □ 事務所における開示（希望日 年 月 日）希望する開示方法を下記2点から御選択ください。」
 □ 閲覧、聴取又は視聴
 □ 写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）
 2 □ 送付による写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）
 ※写しの交付媒体（写しの交付を希望する場合）
- 「電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）」
 ※別途読み取り費用が発生します。
- 「電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）」
 ※別途読み取り費用が発生します。

に、

を

に、

「☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」
「☐運転免許証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」
別記様式第五号及び別記様式第六号中

開示の実施の方法	
①事務所における開示 開示を実施することが できる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	

開示の実施の方法	
----------	--

に改める。

別記様式第十六号中

「☐ 閲覧、聴取又は視聴
☐ 写しの交付

「事務所における開示を希望
開示の実施を希望する日
年 月 日 午前・午後
写しの送付による開示を希望

「写しの交付」を希望する場合の交付媒体
(1) ☐ 紙 (☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。
(2) ☐ CD-R ☐ DVD-R
電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。※別途読み取り費用が発生します。
(3) ☐ その他の媒体（ ）

を

「☐ 事務所における開示（希望日 年 月 日 午前・午後）
希望する開示方法を下記2点から御選択ください。
「☐ 閲覧、聴取又は視聴
☐ 写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）」

☐ 送付による写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）
※写しの交付媒体（写しの交付を希望する場合）
(1) ☐ 紙 (☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。)
(2) ☐ CD-R ☐ DVD-R
電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。※別途読み取り費用が発生します。
(3) ☐ その他の媒体（ ）

に改める。

別記様式第二十号及び別記様式第二十八号中

「☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」
「☐運転免許証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」
に改める。

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第六号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第一条 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年群馬県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「教育委員会規則で定める者」を「常態として子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者」に改め、同項第二号中「子」の下に「（条例第十一条の二第二項において子に含まれるものとされる者を含む。第七条の四、第七条の八、第十二条第一項第三号、第七号、第十二号、第

十三号の二及び第十三号の三並びに別表第二において同じ。」を加える。
第七条の八第二項第二号中「、条例第十一条の二第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を削る。

第十条第一項及び第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第一項第十三号の三中「その子の看護」を「その子の看護等」に、「又は」を「、」に、「その子の世話をを行う」を「その子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるものへの参加をする」に改め、同号イ中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「就学前の子」を「小学校第三学年修了前の子」に、「当該就学前の子」を「当該小学校第三学年修了前の子」に改め、同号ハ中「就学前の子及び就学前の子以外の子を」を「小学校第三学年修了前の子及び小学校第三学年修了前の子以外の子を」に、「当該就学前の子及び就学前の子」を「当該小学校第三学年修了前の子及び小学校第三学年修了前の子」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

（群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和四年群馬県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則（平成十四年群馬県教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第八号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第一条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の八第一項第一号中「百分の百二十一・五以上百分の二百五」を「百分の百二十四以上百分の三百十五」に改め、同項第二号中「百分の百十以上百分の百二十一・五」を「百分の百十二・五以上百分の百二十四」に改め、同項第三号中「百分の九十八・五」を「百分の百一」に改め、同項第四号中「百分の九十八・五未満」を「百分の九十二・五以下」に改める。

別表第四中

二、二八〇円	二、二六〇円
二、九三〇円	二、九〇〇円
四、一〇〇円	四、一〇〇円
四、二三〇円	四、二〇〇円
四、八八〇円	四、八四〇円
五、五三〇円	五、四九〇円
六、一八〇円	六、一三〇円
六、八三〇円	六、七八〇円
七、四八〇円	七、四二〇円
八、一三〇円	八、〇七〇円
八、七八〇円	八、七一〇円
九、四三〇円	九、三六〇円
一〇、〇九〇円	一〇、〇一〇円

一〇、七四〇円
一一、三九〇円
一二、〇四〇円
一二、六九〇円
一三、三四〇円
一三、九九〇円
一四、六四〇円
一五、二九〇円
一五、九四〇円
一六、五九〇円
一七、二四〇円
一七、八九〇円
一八、五四〇円
一九、一九〇円
一九、八五〇円
二〇、五〇〇円
二一、一五〇円
二一、八〇〇円
二二、四五〇円
二三、一〇〇円
二四、五〇〇円
二五、一五〇円
二五、八〇〇円
二六、四五〇円
二八、二二〇円
二八、八七〇円
二九、五二〇円

を

一〇、六五〇円
一一、三〇〇円
一二、九四〇円
一二、五九〇円
一三、二三〇円
一三、八八〇円
一四、五二〇円
一五、一七〇円
一五、八二〇円
一六、四六〇円
一七、一一〇円
一七、七五〇円
一八、四〇〇円
一九、〇四〇円
一九、六九〇円
二〇、三三〇円
二〇、九八〇円
二一、六三〇円
二二、二七〇円
二二、九二〇円
二四、三一〇円
二四、九六〇円
二五、六〇〇円
二六、二五〇円
二八、〇一〇円
二八、六六〇円
二九、三〇〇円

に、
「二七四円」を「二七五

三〇、一七〇円
三一、七五〇円
三二、四〇〇円
三三、〇六〇円
三三、七一〇円
三五、一三〇円
三五、七八〇円
三六、四三〇円
三七、〇八〇円
三八、三九〇円
三九、〇四〇円
三九、六九〇円
四〇、三四〇円
四一、五六〇円
四二、二一〇円
四二、八六〇円
四三、五一〇円
四四、六六〇円
四五、三二〇円
四五、九七〇円
四六、六二〇円
四七、七〇〇円
四八、三五〇円
四九、〇〇〇円
四九、六五〇円
五〇、六九〇円
五一、三四〇円

二九、九五〇円
三一、五三〇円
三二、一七〇円
三三、八二〇円
三四、四六〇円
三五、五二〇円
三六、一七〇円
三六、八一〇円
三八、一二〇円
三八、七七〇円
三九、四一〇円
四〇、〇六〇円
四一、二七〇円
四一、九二〇円
四二、五六〇円
四三、二一〇円
四四、三五〇円
四五、〇〇〇円
四五、六五〇円
四六、二九〇円
四七、三七〇円
四八、〇一〇円
四八、六六〇円
四九、三〇〇円
五〇、三四〇円
五〇、九八〇円

円」に、「十三・二」を「十三・四」に改める。
別表第五中

五二、九九〇円
五二、六四〇円

五一、六三〇円
五二、二八〇円

三三〇円
三六〇円
三九〇円
四二〇円

三二〇円
三五〇円
三八〇円
四一〇円

六四〇円
六七〇円
七〇〇円
七三〇円
七六〇円
七九〇円
八二〇円

六三〇円
六六〇円
六九〇円
七二〇円
七五〇円
七八〇円
八一〇円

九五〇円
九八〇円
一、〇一〇円
一、〇四〇円
一、〇七〇円
一、一〇〇円
一、一七〇円
一、二〇〇円
一、二三〇円
一、二六〇円
一、三四〇円

九四〇円
九七〇円
一、〇〇〇円
一、〇三〇円
一、〇六〇円
一、〇九〇円
一、一六〇円
一、一九〇円
一、二二〇円
一、二五〇円
一、三三〇円

を

を

に

に

一、三七〇円
一、四一〇円
一、四四〇円
一、五一〇円
一、五四〇円
一、五七〇円
一、六一〇円
一、六七〇円
一、七〇〇円
一、七三〇円
一、七七〇円
一、八三〇円
一、八六〇円
一、八九〇円
一、九二〇円
一、九八〇円
二、〇一〇円
二、〇四〇円
二、〇七〇円
二、一三〇円
二、一六〇円
二、一九〇円
二、二二〇円
二、二七〇円
二、三〇〇円
二、三三〇円
二、三六〇円

を

一、三六〇円
一、四〇〇円
一、四三〇円
一、五〇〇円
一、五三〇円
一、五六〇円
一、五九〇円
一、六六〇円
一、六九〇円
一、七二〇円
一、七五〇円
一、八二〇円
一、八五〇円
一、八八〇円
一、九一〇円
一、九七〇円
二、〇〇〇円
二、〇三〇円
二、〇六〇円
二、一一〇円
二、一四〇円
二、一七〇円
二、二〇〇円
二、二六〇円
二、二九〇円
二、三二〇円
二、三五〇円

に改める。

二、 五一〇円	二、 四八〇円	二、 四四〇円	二、 四一〇円
二、 四九〇円	二、 四六〇円	二、 四三〇円	二、 四〇〇円

(群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二條 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和六年群馬県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十八条の八第一項第一号から第三号まで」を「第十八条の八第一項各号」に、「百分の二百五」を「百分の三百十五」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第九号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の

一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「及び第七号の八」を「第七号の八及び第

十号」に改め、同項第七号の二中「であつて、六月以上の任期が定められているもの」又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、同項第九号中「三日を超えない範囲内で、一週間当たりの勤務時間又は勤務日の目数に必要と認められる」を「十日の範囲内で、一週間当たりの勤務時間又は勤務日の目数に必要と認められる」に改め、同項に次の一号を加える。

十 公立学校等会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）

一の年度において、十日の範囲内で、一週間当たりの勤務時間又は勤務日の日数に應じて教育委員会が定める期間

第十二条第二項中「及び第十号」を削り、同項第二号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、「であつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、「看護」を「看護等」

に、「又は疾病」を「疾病」に改め、「受けさせること」の下に「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」を加え、同項第三号中「（一週間の勤務日が三日以上とされている公立学校等会計年度任用職員であつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。）」を削り、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

企業管理規程

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する

令和七年三月二十五日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第四号

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程

群馬県企業局公印規程（昭和三十七年群馬県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

群馬県 企業 理 馬業 者 県管 印 団地総合事務所 登記専用	群馬県 企業 理 馬業 者 県管 印 何水道事務所 所登記専用	群馬県 企業 理 馬業 者 県管 印 何工業用水道事務所 所登記専用
団地総合事務所 業務所	何水道事務所 業務所	何工業用水道事務所 業務所
登記事務所用	登記事務所用	登記事務所用

を

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用
群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用
群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用
群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用	群馬県 企業 管理 事務 所 専用

に改める。

群馬県 企業 管理 事務 所 専用
群馬県 企業 管理 事務 所 専用
群馬県 企業 管理 事務 所 専用
群馬県 企業 管理 事務 所 専用

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
